

<p>石油及び石油製品 に関連する小売サ ービス</p>	<p>たばこ及び塩に関 連する小売サ ービス</p>	<p>アルコール飲料に 関連する小売サ ービス</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>アルコール飲料に 関連するフランチャ</p>	<p>D フランチャイズ (八九二九) 米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関 連するサービスを除 くフランチャイズ・ サービス</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p>

<p>石油及び石油製品 に関連するフランチ ヤイズ・サービス</p>	<p>たばこ及び塩に関 連するフランチャイ ズ・サービス</p>	<p>イズ・サービス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。</p>

<p>前記を除く初等教育サービス(注) (九二一一、九二一九) 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及</p>	<p>5 教育サービス A 初等教育サービス 保育所が提供する 就学前教育サービス (九二一一〇**) 保育サービス (九三三二一)</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。 注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 保育所は、児童福祉法に基づき認可を受けなければならない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

---

び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をい

---

(4)

注 教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。

---

(4)

約束しない。

---

<p>う。</p> <p>B 中等教育サービス (九二二二一、九二二二二、九二二二三)</p> <p>中等教育サービス (注)</p> <p>注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。</p> <p>注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p> <p>注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	
---	---	--	--

<p>C 高等教育サービス (九二三二一、九二三九)</p> <p>高等教育サービス (注) 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及</p>	<p>いて、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。</p>	<p>(4) 的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

---

び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校

注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

---



をいう。	<p>D 成人教育サービス (九二四)</p> <p>成人教育サービス (後記のものを除く。)</p> <p>(注) 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものとしてはならない</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。</p> <p>注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p> <p>注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育的で設立される法人で</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>成人のための外国語教育サービス（日本国内で設置された学校教育機関（注）によって提供されるサービスを除く。）</p> <p>注 この分野にお</p>	<p>い。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>あつて、営利目的でないものをいう。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>E その他 その他の教育サー ビス(注) (九二九) 注 いかなる提供 の態様を通ずる 市場アクセス及 び内国民待遇に</p>	<p>いて、学校教育 機関とは、小学 校、中学校、中 等教育学校、高 等学校、大学、 高等専門学校、 盲学校、聾学 校、養護学校、 幼稚園、専修学 校及び各種学校 をいう。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>しない。</p>

---

係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。

---

しない。

---

しない。

---

<p style="text-align: center;">B ス 廃棄物処理サービ ス (九四〇二)</p>	<p style="text-align: center;">6 A 環境サービス 汚水サービス (九四〇一)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>

<p>D その他 排気ガス処理サー ビス (九四〇四) 騒音除去サービス</p>	<p>C 衛生サービス及び これに類似するサー ビス 衛生サービス及び これに類似するサー ビス (九四〇三)</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) ける記載を除くほか、制限 各分野に共通の約束にお 約束しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、制限 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(九四〇五) 自然及び景観の保護サービス (九四〇六) その他の環境保護サービス (九四〇九)</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	
<p>7 金融サービス</p> <p>この約束表の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六/補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下この附属書において「了解」という。）は、この約束表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。</p> <p>日本国は、協定第七章、附属書IV A及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。</p> <p>日本国は、附属書IV A II 1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。</p> <p>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくシンガポールの領</p>			

域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、協定第五十八条6(o)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

<p>A 保険及び保険関連のサービス</p>	<p>協定第五十八条6(o)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IV Aの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p> <p>(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、</p>
	<p>(1) 制限しない。</p>
	<p>日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。</p>



---

原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六

〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。

保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。

---

---

(2) 次に掲げるもの及びこれらの中から生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。  
保険サービスについて

(2) 制限しない。

---

は、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。

(3) 自動車賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。

保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

---

	<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>
<p>しない。</p>	<p>協定第五十八条6 (o) (i) 及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IV Aの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p> <p>(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
<p>しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
	<p>日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。</p>

	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	

追加的な約束

A 保険及び保険関連のサービス

この追加的な約束の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六/補足三）の追加的な約束第A部に掲げる約束は、この追加的な約束に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。

B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

1 投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一の団体がその双方を提供することができる。もつとも、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序の維持に係る規定及び適当な当局により定められる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。

2 投資顧問会社は、年金資金運用基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共

<p>B その他の人に関する</p>	<p>8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス 病院サービス (九三一一)</p>	<p>3 適切な当局は、信用秩序の維持の見地から市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。</p>
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。</p>	
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	

<p>C 社会事業サービス</p>	<p>採血及び供血あつせん業取締法に規定する採血サービス (九三一九九)</p>	<p>る健康サービス 救急車において行われる医療サービス (九三一九二)</p>
	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>9 観光サービス及び旅行に関連するサービス</p> <p>A ホテル及び飲食店 ホテル及び飲食店のサービス（仕出し）</p>	<p>社会事業サービス (九三三)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に 関し制限がないことを 除くほか、 制限しない。</p> <p>(2) (1) 制限しない。 *</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に 関し制限がないことを 除くほか、 制限しない。 外国資本の参加につ いては、各分野に共通 の約束における記載 を除くほか、制限し ない。</p> <p>(2) (1) 制限しない。 * ただし、社会保 障制度による償還額 は、日本国内で同様 のサービスを受けた 場合の償還額と同一 ではない。</p>



<p>B 旅行業サービス (七四七一)</p>	<p>仕出しサービス (六四二三)</p>	<p>サービスを除く。 (六四一一、六四一二、六四一九四、六四二一、六四二二、六四三二、六四三二)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>10 A 興行サービス B ツのサービス C 観光客の案内サービス （七四七二）</p>		
	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>ける記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>C 図書館、記録保管</p>	<p>B 通信社サービス 通信社サービス (九六二)</p>	<p>興行サービス(演 劇、生演奏及びサ カスのサービスを含 む。) (九六一九)</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>その他の文化サービス (九六三三)</p>	<p>史跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス (九六三二)</p>	<p>所、博物館及びその他の文化サービス 図書館及び記録保管所のサービス (九六三一、九六三二)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>D スポーツその他の 娯楽のサービ スポーツに係るサ ービス (九六四一) 遊園地及び海水浴 場のサービ (九六四九一)</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>前記を除くスポ ーツその他の娯楽のサ ービス (九六四**)</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>11 運送サービス A 海上運送サービス (a)、(b) 国際海上運送サービス(貨物及び旅客) (七二一一、七二一二)</p>	<p>(1) 日本国籍を有しない船舶が日本国の不開港場(注)へ寄港することが認められないことを除くほか、制限しない。 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。 (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録</p>	<p>(1) 日本国籍を有しない船舶が日本国の不開港場(注)へ寄港することが認められないことを除くほか、制限しない。 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。 (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録</p>	<p>次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先 (b) 引き船及び引き船援助 (c) 食料供給、給油及び給水 (d) ごみ収集及び廃棄物処理 (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助 (g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠</p>
--	--	--	--

---

会社の設立については、  
約束しない。

(b) 国際海上運送サービスを  
提供するためのその他の  
形態の業務上の拠点  
(注)については、制限  
しない。

注 「国際海上運送サ  
ービスを提供するた  
めのその他の形態の  
業務上の拠点」と  
は、シンガポールの  
国際海上運送サービ  
ス提供者が、海上運  
送が主要な部分を占  
める運送サービスを  
部分的又は完全に統  
合された形で自らの  
顧客に提供するため  
に必要なすべての活

---

会社の設立については、  
約束しない。

(b) 国際海上運送サービスを  
提供するためのその他  
の形態の業務上の拠点  
(注)については、各分  
野に共通の約束における  
記載を除くほか、制限し  
ない。

注 「国際海上運送サ  
ービスを提供するた  
めのその他の形態の  
業務上の拠点」と  
は、シンガポールの  
国際海上運送サービ  
ス提供者が、海上運  
送が主要な部分を占  
める運送サービスを  
部分的又は完全に統  
合された形で自らの

---

なもの（通信、給水  
及び電気の供給を含  
む。）

(h) 応急の修理施設  
(i) びよう泊及び係留  
のサービス

(j) 内陸運送のサービ  
ス（内陸水路におけ  
る運送サービス、鉄  
道運送サービス及び  
道路運送サービス）

---

---

動を日本国で行うことができないものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い及び販売すること（見積りから送り

顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い



---

状の作成までの活動を含む。)であつて、サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者が業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うもの

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス(統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送

---

及び販売すること(見積りから送り状の作成までの活動を含む。)であつて、サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者が業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うもの

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス(統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サー

---